

飯舘村除染計画書

～豊かな“ふるさと”を再生するために～



平成23年9月28日
福島県飯舘村

1 計画の趣旨

- 飯舘村では福島第一原発事故に伴い、全村避難を余儀なくされる中、一日でも早く“ふるさと”に安心して戻ることが、村民の切なる思いである。
- 早期帰村には、村全域の除染及び土壌改良が最も重要であることから、村として除染、放射性廃棄物の処理・仮置きに最大限努力し、豊かな“ふるさと”再生に向けて取り組む。
- 計画的避難区域について、国は、県と市町村と連携して除染を実施することとしているが、村として、除染を行うべき項目を整理し、放射線防護に努めながら除染に取り組むため、本計画を策定する。
- 本計画は、除染や医療等の専門家で構成する、「飯舘村リスクコミュニケーション推進委員会」の助言や除染対策の実施状況等を踏まえ、随時、改訂しながら、村全域の除染に取り組む。

2 計画目標

飯舘村全域の家屋（居久根や里山等を含む）、公共施設、事業所、農地、森林等の除染を早期に実施し、一日でも早く村民が安心して暮らせる生活・生産環境の再生を実現する。

【除染対策数値目標】以下の数値目標に向けて段階的に除染対策に取り組む。

- ・住環境：追加被ばく線量の長期的な目標である年間線量1mSv以下¹⁾を目指す。
- ・農地：米の予備調査の対象基準となる土壌中放射性セシウム濃度1,000Bq/kg以下²⁾を目指す。
- ・森林：土壌中放射性セシウム濃度1,000Bq/kg以下（食料生産地）、年間の追加被ばく線量1mSv以下（緩衝地帯）を目指す。

1)「除染に関する緊急実施基本方針」(政府)、2)「米の放射性物質調査」(農林水産省)

3 計画期間

- (1) 住環境については、今年度から2年程度とする。
- (2) 農地については、今年度から5年程度とする。
- (3) 森林については、今年度から20年程度とする。

4 放射性廃棄物の取り扱い

- 村内の除染によって発生した放射性物質に汚染された土壌等は、村内に仮置きする。
- 放射性廃棄物は堅牢なコンクリート製保管容器に密閉し、周辺環境に影響を及ぼさないようにする。
- 仮置き場所は、村内の国有林を選定することで調整中。

住環境における除染について

家屋（居久根等を含む）、公共施設、事業所等の住環境に対する効果的かつ効率的な除染体系を確立し、各行政区において除染リーダー等を育成しながら、村全域の除染を実施する。

除染計画

試験除染の実施

（9月～11月）

地域の状況、家屋の形状等を踏まえ、高圧洗浄、表土剥離、アスファルト研磨等を各行政区の高・中・低汚染程度に応じた家屋で実証し、村の状況に適した効果的かつ効率的な除染体系を検討する。

- 国モデル事業
- 村モデル事業（県基金等活用）：各行政区

モニタリング体制整備・調査

（9月～11月）

行政区ごとに、モニタリングチームを結成し、村内の家屋、事業所、公共施設等の住環境を対象に、放射線量を測定し、住環境の汚染状況を把握する。

除染工程表の策定

（～平成24年1月）

試験除染の実証、モニタリング調査等を基に、住環境、汚染状況、放射線防護の観点等を考慮し、行政区ごとに除染作業の工程表を策定する。

除染リーダー育成

（平成24年1月～3月）

策定した除染作業の工程表に基づいて除染を行うため、作業上の安全管理、除染作業等について研修を実施し、地域の除染活動をけん引するリーダーを育成する。

除染作業の実施

（平成24年1月～24年度）

国は村と連携し、住民の安全性を十分に確保した上で家屋、事業所、公共施設等を対象に実施する。

【国、県の取り組むべき項目】

- 除染活動に係る財政支援、技術支援、人的支援、必要機材の導入支援
- 放射性廃棄物保管場所としての国有林の活用
- 専門的かつ幅広い視点での除染アドバイス
- 国及び県のモデル事業導入、本格的除染の実施
- 高濃度地域等における専門家による除染活動
- 放射線に関するリスクマネジメント など

農地における除染について

農地土壌除染の国家プロジェクトと連動して村独自の取組みを実施し、広域的かつ除染に伴う排土量を低減する除染体系を確立するとともに、農地の利用状況や汚染状況等を考慮した土地改良等による除染を実施する。

除染計画

草刈り

(9月～10月)

作業者の安全性を確保した上で、全域のほ場（水田、畑等）を対象に、草刈りを実施する。
刈り取った雑草については、放射性物質の飛散防止（固化材散布等）を実施した上で、処分・保管する。

農作物試験栽培

(8月～11月)

主要農作物を飯舘村の農地で栽培し、土壌中に含まれる放射性セシウムが農作物にどの程度、吸収されるか現地試験を実施する。

土壌、地下水位調査

(10月～12月)

国・県等に調査要請しながら、農地土壌の汚染状況、放射性物質の吸着度合（土壌の粘土含量等）、地下水位等を把握し、除染の基礎データを整備する。

モニタリング体制整備・調査

(9月～)

農林産物の安全性を確保し、消費者の不安を払拭するため、放射性物質分析機器の導入、分析者の育成等を実施し、国、県と共同して村としての農林産物のモニタリング体制を整備する。

除染工程表の策定

(～平成24年1月)

農地の利用状況、汚染状況、放射線防護の観点等を考慮し、天地返しや表土除去等を組み合わせた除染作業の工程表を策定する。

除染作業の実施

(平成24年1月～28年度までの約5年間)

国は村と連携し、水田、畑、牧草地等（約2,700ha）を対象に、5年程度で年間550ha以上の除染及び農地の集積化を含めた土地改良事業等を実施する。

【国、県が取り組むべき項目】

- 除染活動に係る財政支援、技術的支援、人的支援
- 国家プロジェクトによる土壌除染の早期実施
- 汚染状況に応じた除染体系の確立
- 放射性廃棄物保管場所としての国有林の活用
- モデル事業の導入、本格的除染の実施
- 村独自の農林産物モニタリング体制整備支援
- 土壌除染に係る土地改良事務所の設立
- 汚染土壌の処分場所の選定、保管管理 など

森林における除染について

森林のモニタリング調査等を実施するとともに、森林除染モデル事業の導入等により、除染体系を確立し、住環境付近（緩衝地帯）、食料生産地域等の里山から段階的に、森林全体の除染を実施する。

除染計画

試験除染の実施（9月～11月）

国、県において森林除染体系の確立に向け、枝葉のせん定、下草・落葉の除去、森林の伐採等のモデル事業を村内で実施し、広域的な除染体系を検討する。

モニタリング体制整備・調査（9月～11月）

住環境付近、きのこの等の食料生産地、野外活動を行う森林のモニタリング調査を実施し、森林の汚染状況や放射性物質の動態等を把握する。
※森林組合：400mメッシュで調査

除染工程表の策定（～平成24年1月）

試験除染や森林モニタリング調査等を基に、森林の汚染状況、立地状況等を踏まえ、優先的な除染地域、放射線防護の観点等を考慮し、森林除染作業の工程表を作成する。

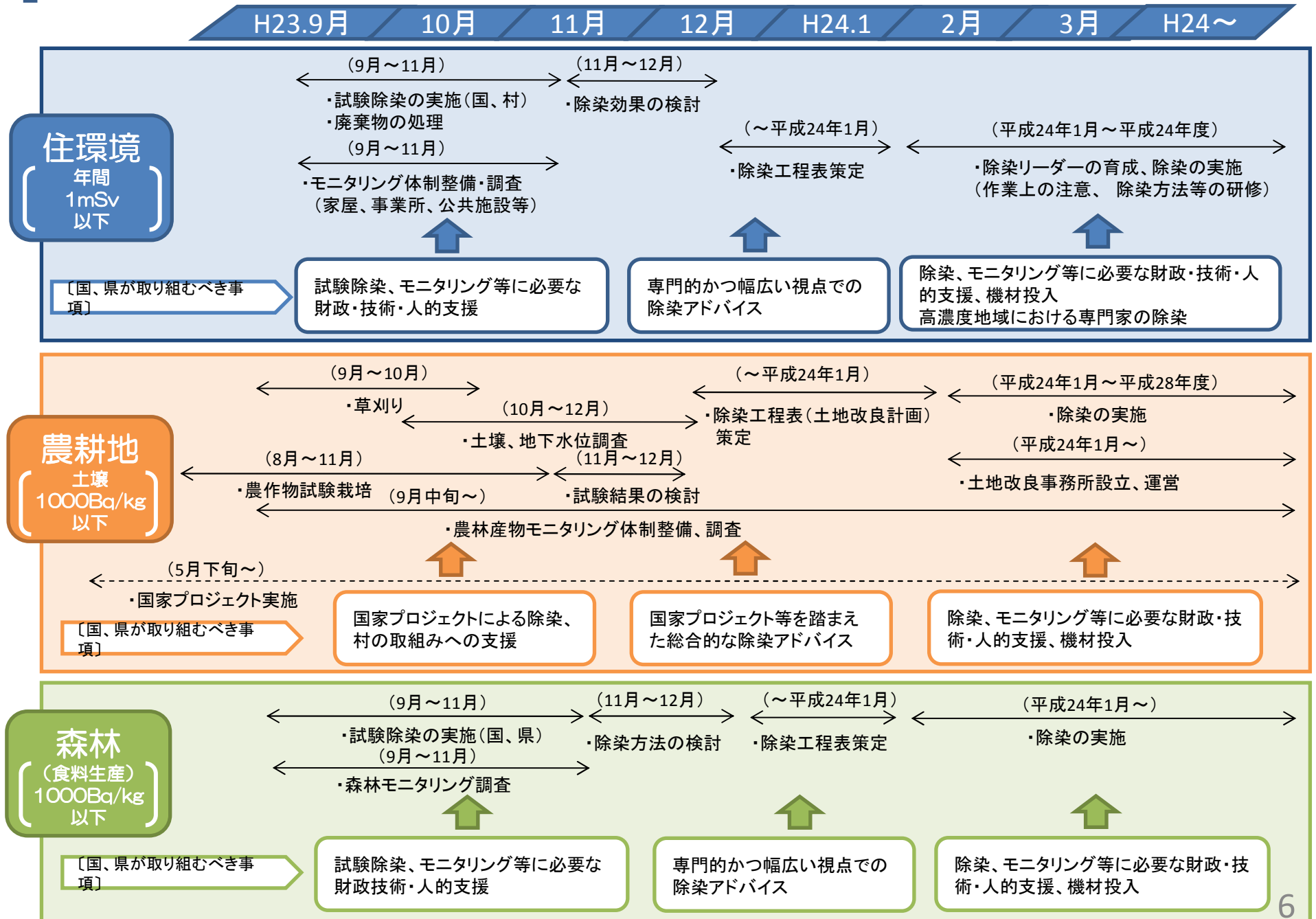
除染作業の実施（平成24年1月から段階的に実施）

国は村と連携し、森林（約19,000ha）については、20年程度で年間950haの地表掻き起こし、伐採（小面積皆伐と全木搬出）及びバイオマスの利用（用材等）による除染を実施する。特に、食料生産地や野外活動、住・生産環境等の緩衝地帯（除染地域の5%）は、優先的に除染を実施する。

【国、県が取り組むべき項目】

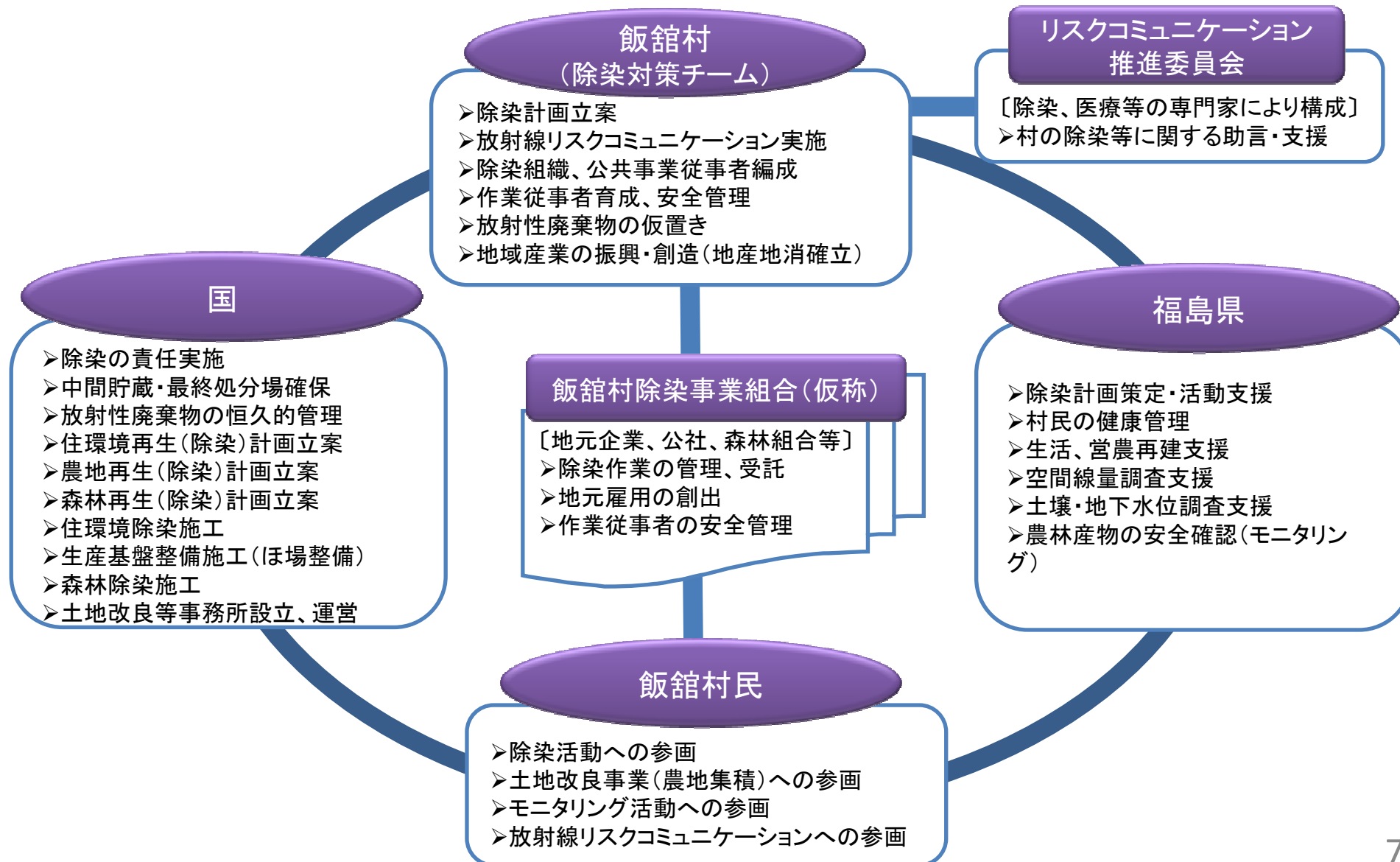
- 除染活動に係る財政支援、技術的支援、人的支援
- 森林のモニタリング調査
- 森林除染モデル事業の導入、本格的除染の実施
- 森林の除染体系の確立
- 伐採及び改植等の支援
- 木材処理施設、木材利用施設（発電等）導入など

“いいたて”除染スケジュール



“いいたて”除染の推進体制

早期帰村の実現、豊かな“ふるさと”再生に向け、国、県、村とが一体となり、村民等の参画による村全域の除染及び土壌改良等に取り組んでいく。



“いいたて”除染に係る経費概要

○除染費総額概算

3,224億円

○項目別除染費概要

項目	費用計	項目	概要
宅地等除染費	143億円	宅地(1,733戸)、企業・公共施設(110施設)、道路(344,600m)等	宅地・企業等除染費、発生土壌等の運搬費等
農地等除染費	851億円	田(1,178ha)、畑(1,127ha)、牧草地(124ha)、雑地(258ha) 沼地、農道等	農地のほ場整備費(表土除去)、沼地の除染費、農道除染費等
森林除染費	368億円	森林(18,755ha)	森林の下草・落葉の除去費、伐採費、住宅周辺地域(緩衝地帯)の除染等費
放射性物質管理費	1,362億円	排土量:約1,400千m ³ (宅地、農地表土除去)	除染に伴う放射性廃棄物のコンクリート製保管容器費、一時保管管理費
その他	500億円	焼却炉、管理センター設置、復興住宅整備	放射性廃棄物の焼却炉の設置費、復興住宅整備費等